

不撓不屈 上板町消防团



税務署からのお知らせ 5

申告相談のご案内 6

議会だより 12~16





町 長 表 彰 式 挙 行 さ れ る



われました。 1 月 20 日、 町長表彰式が行

績により表彰状を受けられた のは、次の方々です。 各分野で活躍され、その功

敬称略

防犯意識の向上と青少年の 健全育成に貢献

田 光 夫

岩

社会福祉の増進に貢献

雅 之

圍

坂

東

利

江

上板町 総務課

田

野

知

義

☎088-694-6801

● お問い合わせ ●

ました。

令和6年11月3日付で、

瑞宝小綬章を受章され

ました。 内の高等学校で教諭、 氏は、昭和51年4月から平成24年3月まで、県 教頭、 校長として活躍され

となりました。 社会塾「熱中小学校」の運営に携わり地方創生や 人 ジャパンブルー上板の理事長に就任し、大人の 八材育成、関係人口の創出に尽力されました。 これらの功績が認められ、今回の栄えある受章 本町においても、平成29年4月から一般社団法

とご活躍をお祈りいたします。

氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康

● お問い合わせ ●

技の館

☎088-637-6555

瑞 宝 小 綬 章 受

瀬

部

昌

秀

氏

消 防 寸 出 初 式

令和7年1月14日(火) 上板町農村環境改善センター

徳 島 県 知 事 表 彰



上板町消防団 本団

植 田 和

徳島県知事表彰を授かりました。 に貢献した功績が認められ栄誉ある 消防団員として永きにわたり地域

本 团 副団長 安

第1分団 分団長 寸 員 Щ 田 幸

团 員 田 福 原 中 宏 岳 明夫作

板野地方

第2分団 第3分団 班 長 原 将

团 員 渡 邉

健

弥太希

第6分団 第5分団

功績章

第6分団 分団長 戸 田 昌 希

精績章

藝 靖

司

第5分団

第4分団 团 团 員 高

上板町消防団

本団

副団長

東

如

人

員

久保

浩 平

上板町長表彰並びに感謝状

第2分団 团 員

田

徳島県知事表彰を授かりました。

に貢献した功績が認められ栄誉ある

消防団員として永きにわたり地域

第3分団 团 植

員

橋

尉 永 博

第4分団

团

員 田

内 助 0) 功 感 謝 状

消防司令補

板野西部消防組合消防本部

福 原 真

樹

町消防団長表彰

上板

員 高 田 基

第5分団

团

稀

徳島県知事表彰を授かりました。

に貢献した功績が認められ栄誉ある

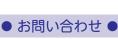
消防吏員として永きにわたり地域

浦

隆

央







徳島県消防協会長表彰

新しい遊具ができました!



◆ お問い合わせ ●上板町教育委員会 ☎088-694-6814

法務大臣表彰 受賞



て、岡本 良二さんが法務 15月里生保護大会」におい 15月年」を記念した「徳 15月1月12日に開催

保護司

岡

本

良

氏

され、この度の栄えある受 善更正と犯罪の予防に尽力 やまで保護司として長年に 任まで保護司として長年に に。 では平成19年6月から現 に。

● お問い合わせ ●

賞となりました。

氏の受賞を称えるととも

今後益々のご健康とご

活躍をお祈りいたします。

上板町 住民人権課 ☎088-694-6809

2024年度人権フェスティバル



ることができました。紙面にてお礼申し上げの方々にご参加いただき、盛況のうちに終えおこなわれ、関係者各位のご協力により多数権学習発表、上板中学校の人権意見発表等が当日は、記念講演や高志小学校3年生の人ティバルが開催されました。

令和6年12月8日(日)に上板町人権フェス

● お問い合わせ ● 上板町 住民人権課 ☎088-694-6809

鳴門税務署からのお知らせ

申告・納付・質問は、いつでも待たずに自宅から!

昨年の所得税の確定申告の 75%は、e-Tax で提出!

必要なのは、マイナンバーカード※とスマホ・パソコンだけ!

詳細はこちら

こちらから アクセス!



ご不明な場合、住民票のある市町村の窓口やコンビニで、再設定が可能です!

- ・英数字6~16桁のパスワード(署名用電子証明書用)
- ・数字4桁のパスワード(利用者証明用電子証明書用)



申告

国税庁ホームページ**「確定申告書等作成コーナー」**から画面の案内に従って金額などを入力するだけ!

今年分から、**所得税の全ての画面でスマホでの操作がしやす く**なり、**贈与税もスマホで申告可能**に!

マイナポータル連携で、給与(※1)・公的年金・特定口座の収入金額や各種控除(※2)の金額が自動入力!

- ※1 勤務先が e-Tax で源泉徴収票を提出していることが必要です。
- ※2 医療費、ふるさと納税、社会保険、生命保険、地震保険、iDeCo、 小規模企業共済掛金、住宅ローン控除が該当します。



納付

振替納税のほか、e-Tax から申告すれば、

- **・クレジットカード**やスマホアプリでも簡単納付!
- ・より簡単な操作で□座振替(**ダイレクト納付**)!
- ・還付金の振込も早い! (紙申告: 1 か月半 → e-Tax: 3 週間)





質問

申告内容に関するご質問は、**A | チャットボット「ふたば」**が **24 時間回答!**





確定申告会場への入場には、入場整理券が必要です。

入場整理券の配付状況によっては、後日の来場をお願いすることもあります。

- ◇ 開 設 期 間:2月17日(月)~3月17日(月)(土・日・祝日を除く。)
- ◇ 相談受付時間: 8:30~16:00(相談開始 9:00~) ※書類提出受付: 8:30~17:00
- ※ 確定申告会場では、ご自身のスマートフォンを用いた申告書作成指導を行っています。<u>スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。</u>

マイナンバーカードをお持ちの方は、2種類のパスワード※を確認の上、ご持参ください。

※英数字6~16桁(署名用電子証明書用)/数字4桁(利用者証明用電子証明書用)

入場整理券 の入手方法 は・・・



オンラインで **事前発行**

〜国税庁LINE公式アカウントの 友だち追加はこちらから! 又は



確定申告会場で 当日配付

入場整理券の当日の配付状況は、 国税庁ホームページに掲載!

- ※ 申告書等の提出のみであれば、入場整理券は不要です。
 - お問い合わせ
 - 鳴門税務署
- **☎**088-685-4101

申告納税相談のご案内

(所得税・住民税・国保税等)

期間 令和7年2月17日(月)~3月17日(月) (土日祝日を除く)

時間 午前9時00分~午後4時30分

場所 上板町農村環境改善センター 農事研修室

申告が必要な方

- 1 令和7年1月1日現在、上板町に住所がある方で、前年中(令和6年1月1日~令和6年12月31日)に所得のあった方
- 2 給与所得者で次に該当する方
 - (1) 給与所得以外に営業、農業、不動産、 年金等の所得があった方
 - (2) 2ケ所以上から給与の支払いを受けている方
 - (3) 前年中に退職した方や一定の所に勤務していない方
- 3 上板町国民健康保険·後期高齢者医療保険加入者

(前年中に所得がない場合でも申告が必要です。)

4 住宅借入金等特別控除、医療費控除、寄 附金控除等を受けようとする方

※相談日は大変混雑しますので、医療費の領収 書や収支内訳書は必ず計算したものをご持参 ください。計算ができていなければ、会場に てご自分で計算していただきます。

※令和元年分の確定申告受付から、申告書の提出方法が、書面提出からデータ提出へと変更になっています。

これに伴い、利用者識別番号をお持ちでない 方は、利用者識別番号の取得に時間をいただ きますので、予めご了承ください。

※例年申告会場は大変混雑しますので、電子申告(国税庁ホームページ)や郵送による申告などをご検討いただくなど、ご理解ご協力をお願いします。

申告納税相談に必要なもの

- 1 税務署より郵送された「確定申告のお知らせ」はがき(届いた方のみ)
- 2 収支計算に必要な書類、帳簿、記録簿、領収書
- 3 給与所得者、年金受給者については源泉徴収票(原本)
- 4 生命保険料、地震保険料等の支払証明書、社会保険料領収書、国民 年金保険料控除証明書
- **5** 医療費控除を受けられる方は「医療費控除の明細書」と「保険などで補てんされる金額の明細書」
- ⑤ 還付申告の場合は、本人名義の□座番号(銀行名・支店名・預金種類・番号)がわかるものを必ずご持参ください。
- 7 申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

申告時に「番号確認」と「本人確認」を行いますので以下の書類をお 持ちください。

- マイナンバーカードをお持ちの方は マイナンバーカードの提示が必要です。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は

【番号確認書類】

マイナンバーを確認できる書類

- ●通知カード
- ●住民票の写し又は住民 票記載事項証明書 などのうちいずれか1つ

【本人確認書類】

記載したマイナンバーの持ち主であることを 確認できる書類

- ■運転免許証■公的医療保険の被保険者証
 - ●パスポート
- ート ●身体障害者手帳

●在留カード などのいずれか1つ

【番号確認書類】と【本人確認書類】の両方の提示が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者についてもマイナンバーの記載が必要です。

(控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者の本人確認書類は不要です。)

※代理人が申告する場合

申告者本人分の必要書類に加え、代理人の方の本人確認書類の提示 が必要です。

申告相談日程表

月日	曜日	支部名等
2月17日	月	全地区 年金のみの方
2月18日	火	全地区 年金のみの方
2月19日	水	南瀬部 北瀬部 鳥屋 樫山 瀬部サンタウン
2月20日	木	井内全支部 古田南 古田北
2月21日	金	新田全支部 新東 上六條 下六條全支部 高磯全支部
2月25日	火	佐藤塚全支部 第十新田 第十団地
2月26日	水	大東 原東 原西1 原西2 原西3
2月27日	木	神宮寺 1 神宮寺 2 大山町 大山畑 フルーツタウン神宅 殿宮 小柿 小柿北
2月28日	金	中北 大南1 大南2 大南3 小柿団地 神宅団地 神宅 西金屋 学園橋
3月3日	月	川西1 川西2 川東1 川東2 滝ノ宮 青木・西分・横関・八坂各団地

月日	曜日	支部名等
3月4日	火	日吉 小路 古北村 地家 西高原 中筋 中筋第2 辻 大北村
3月5日	水	椎本全支部 神明 東光 馬道 馬道南 馬道南 2 原渕 東光団地 君ノ木 藍生
3月6日	木	北高瀬 古町 瀬部 元原 元原2 仁界 中須賀 鍛冶屋原南団地 居屋敷東 桃の里
3月7日	金	柚木全支部 栗ノ木全支部 天王 石橋ノ上 泓ノ上
3月10日	月	引野全支部
3月11日	火	中東1 中東2 中西東 中西西 セリエタウン 山田 山田南 原 北 川原田団地
3月12日	水	全地区特別な事由により上記期間中に申告できなかった方
3月13日	木	//
3月14日	金	//
3月17日	月	//

● お問い合わせ ● 上板町 税務課 ☎088-694-6807

お済ですか?

令和6年度の上板町定住促進「住宅取得応援助成金」 の申請期日が近づいています

●制度の概要

平成30年4月1日から令和10年3月31日の間に、上板町への移住・定住者が新たに居住を開始した一戸建て住宅と住宅用地に対して賦課及び納付された固定資産税に相当する額を、最大5年間助成します。※ただし、令和5年4月1日以降の移住・定住者については、一戸建て住宅(家屋)助成のみです。(住宅用地分の助成はありません。)

●対象となる物件

平成30年4月1日から令和10年3月31日の間に移住又は定住のために新たに居住を開始した、上板町内に所在する新築又は中古住宅(以下「対象住宅」といいます。)及び対象住宅に係る住宅用地(以下「対象用地」といいます。)※ただし、令和5年4月1日以降の移住・定住者については、一戸建て住宅(家屋)のみ対象です。(住宅用地分は対象になりません。)

●交付対象者

対象住宅に居住し移住又は定住した方で、町税等の滞納がない方 及びその他町長が助成金の対象者として適さない事項の該当者で ないと認める方

- ◎住宅を建て替えた方や、親族からの相続により住宅を取得した方についても、建て替え又は住宅の取得及び当該住宅での定住となる居住開始が、要件を満たす期間内である場合は交付対象者になり得ます。
- ◎住宅・敷地ともに所有権を有していない方でも、居住状況次第で対象になる場合もあります。

●助成金の額

対象住宅及び対象用地に対して賦課及び納付された固定資産税額に相当する額

◎助成金の額を算出する際に100円未満の 端数が生じた場合は切り捨てになります。

●助成対象期間

「申請者の移住又は定住開始後、最初に到来する1月1日」を賦課期日とする固定資産税の賦課年度以降5年間

●交付申請

7月~翌年3月15日の間

- ◎固定資産税納付後の申請になります。
- ◎助成金は年度毎の固定資産税額に応じて 交付されるため、初回申請以降毎年度申 請が必要です。
- ◎審査の結果助成金の交付を受けられない場合もあります。
- ※助成金の制度については上記内容に加え、他にも要件や注意事項があります。詳しくは町ホームページの該当記事内にて交付要綱をご確認いただくか、企画防災課までお問い合わせ下さい。

● お問い合わせ ● 上板町 企画防災課 ☎088-694-6824

介護保険要介護 認定者の方へ

おむつ代に係る医療費控除確認書(令和6年以降の年分に係る申告)について

おおむね6カ月以上にわたり寝たきりの者について、医師がその治療上おむつを使用することが必要であると認める場合、そのおむつに係る費用は、所得税・住民税において、医療費控除の対象となっています。

確定申告の際には、医師が発行する「おむつ使用証明書」または町が発行する「おむつ代に係る医療費控除確認書」のいずれかが必要です。

申請により、以下の要件を満たした方に「おむつ代に係る医療費控除確認書」を交付します。

■ 上板町が保有する介護保険要介護・要支援認定に関する主治医意見書において以下の要件を満たすもの

	医療費控除を受ける のが1年目の人	医療費控除を受ける のが2年目以降の人
(1)	尿失禁又はカテーテルの項	頁目にチェックがあること
(2)	日常生活自立度(寝たき C2のいずれかに該当する	
(3)	おむつを使用した当該年の要介護認定を含む要介護認定で、それらの有効期間を合算して6か月以上であること	おむつを使用した当該年に主治医意見書が作成されていること 当該年に主治医意見書が作成されていない場合は、現在受けている要介護認定の有効期間が13か月以上であること

2 申請者

本人または親族

3 申請手続に必要な物

- ・おむつ代に係る医療費控除確認書交付申請書
- 対象者の介護保険被保険者証
- ・親族が申請する場合は親族の本人確認書類
- ・1年目の申告時に使用した「おむつ使用証明書」 の提示又は写しの添付

(おむつ代を申告するのが2年目以降の場合) ※令和6年が1年目の場合は不要

4 申請の必要がない場合

本人及び扶養者が所得税・住民税のいずれも非課税 の場合

5 交付方法

申請後、内容を確認し1週間ほどで郵送します。

● お問い合わせ ● 上板町 健康推進課 ☎088-694-6810

保健師からのお知らせです

個別検診について

検診名	対象者	自己負担金	検診期間
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年に1回)	1,200円	A.T
乳がん検診	40歳以上の女性(2年に1回)	1,500円	令和7年3月31日まで (医院の診療時間内)
胃内視鏡検診	50歳以上の方(2年に1回)	4,100円	(57)000000000000000000000000000000000000

※胃内視鏡検診について この胃がん検診で実施する内 視鏡検査では、鎮静剤を使用 できません。また、同一年度 に胃部エックス線検査と併用 はできません。

《検診場所》県内広域医療機関

《申 込 み》保健相談センター・保健師まで(☎088-694-3344)にてお問い合わせください。

救急車の正しいかかり方について

こんな時は救急車を 呼びましょう



- ① 15分以上続く突然の胸の痛み、圧迫感、 重苦しさ、特に冷や汗を伴うようなもの ⇒心筋梗塞、狭心症などが疑われます!
- ② 突然、意識がなくなる ⇒脳出血、脳梗塞などが疑われます!
- ③ 突然、手や足に麻痺がおこる ⇒脳出血、脳梗塞などが疑われます!
- ④ 呼吸が苦しくなる

息を吸うごとにヒューヒュー音がしている 息を叶くときに大げさに肩を動かしている 意識がはっきりしない、など

⑤ 出血が止まらなくなる

傷口から血液が勢いよくふきだしている 血液が大量に流れ出している、など

⑥ 広い範囲のやけど

(例:体の表面積の15%以上)

- ⑦ 交通事故
 - ⇒特にはねとばされたり、歩行ができない、 意識がないなど 現場検証の前に119番通報
- ⑧ 心肺停止状態

心臓と呼吸が止まった状態で、 放置すれば死んでしまう。一刻を争う状態。

9 その他、いつもと様子が全く違う、 顔色が真っ青などの異常がある、など

救急車の呼び方

緊急を要する重症な状態の場合は、次の要領で通報し てください。

- 119番にダイヤルする。
- 2 「火事ですか。救急ですか。」と尋ねられるので、 「救急です」と告げる。
- 3 救急車に来てもらう場所、患者の氏名、年齢、状態 を伝える。
 - ■マンションの場合はマンションの名前、○階、
 - 場所がわかりにくい場合は、目印となる建物や 道路名など
- ◆ 救急車を待っている間に次のものを用意する。 健康保険証お金普段飲んでいるお薬
- ⑤ 救急車のサイレンが聞こえたら、場所を案内す る人を出し、誘導する。
- 6 救急車が到着したら、次のことを伝える。
 - 救急車が到着するまでの容態変化
 - 応急手当をした場合は、その内容
 - ●持病がある場合は、その病名、かかりつけ医

◆ 私のかかりつけ医 ◆

病院名	
電話番号	
診療時間	

*化学物質(タバコ・家庭用品)、医薬品、動植物の毒な どによって急性中毒の事故が発生した場合には…

大阪中毒110番(365日 24時間対応)

☎072-727-2499 (情報提供:無料)

● お問い合わせ ● 上板町保健相談センター **☎**088-694-3344

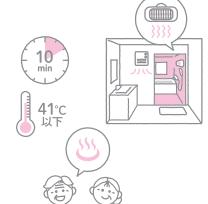
3 ヒートショックに注意しましょう!

『ヒートショック』とは?

温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動することによって、心筋梗塞や脳卒中などの血管の病気を引き起こす健康被害のことです。あたたかい部屋から寒い脱衣所や浴室へ移動したり、熱い湯船に入ることで血圧が急変動し、失神や心筋梗塞、脳卒中を起こし、入浴中の溺死や急死につながることがあります。冬の入浴時などは特に注意と予防が必要です。

ヒートショックを防ぐ6つのポイント

- (1) 入浴前に脱衣所や浴室を暖めましょう。(浴槽の蓋を開けておく など)
- (2) 湯温は41度以下、湯につかる時間は10分までを目安にしましょう。
- (3) 浴槽から急に立ち上がらないようにしましょう。
- (4) 食後すぐの入浴や、飲酒後、医薬品服用後の入浴は避けましょう。
- (5)入浴前に、家族に声をかけてから入浴しましょう。
- (6) 高齢者や高血圧症の方は、一番風呂を避けましょう。



4 自殺予防サポーター(ゲートキーパー)養成講座を開催します

ゲートキーパーとは、悩んでいる人や自殺に傾く人のサインに気づき、必要な支援につなげ 見守る人のことです。特別な資格は不要で、誰もがゲートキーパーになることができます。 ゲートキーパーとしての基本的な役割や具体的な対応等について学んでみませんか。 参加費無料

- ●日時 令和7年2月21日(金) 13:30~15:00(受付13:10~)
- ●場所 上板町保健相談センター 2階 多目的ホール
- ●演題 『し合わせのつくり方-地域の特性に応じた 自殺予防サポーター(ゲートキーパー)養成講座-』
- ●講師 徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授 こう だ むね なが 公認心理師 甲 田 宗 良 氏
- お申し込み 事前のお申し込みは不要です。

ご参加予定の方は、当日までに下記QRコードより事前アンケート回答のご協力をお願いいたします。





5 風しんの追加的対策事業は令和7年2月28日に終了します

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん抗体検査及び予防接種(風しん 第5期定期予防接種)を令和7年2月28日まで実施いたします。

実施にあたっては、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない方が、風しん第5期定期予防接種の対象者となります。

対象の方には令和6年4月下旬にクーポン券をお送りしています。検査や予防接種を受ける際には、必ずクーポン券と本人確認書類(保険証、運転免許証等)をお持ちください。

*抗体検査や予防接種にかかる費用は原則無料です。

お問い合わせ ● 上板町保健相談センター ☎088-694-3344

2月 保健行事予定表

I 健康相談・健康教育

月日	時間	場所	内 容	担当
2/4		保健相談 センター	個別健康相談・ 健康教育	保健師・管理栄養 士・理学療法士
3/4	13:30~ 15:00		個別健康相談	保健師・管理栄養 士

Ⅱ 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

ı	月日	受付時間	場所	内 容	該当者
	2/5	※個別通知 にて案内 します。	保健相談センター	問診、身体測定、 診察、育児相談、 栄養相談	令和6年3月4月、 令和6年9月10月生

2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月日	受付時間	場	所	内	容	該当者
2/26	※個別通知 にて案内 します。	保健セン	相談 ター	股関節脱 ブックス	臼検診・ タート	令和6年8月24日~ 令和6年12月26日生

3. 3歳児健康診査

月日	受付時間	場所	内 容	該当者
2/19	※個別通知 にて案内 します。	保健相談センター		令和3年6月1日~ 令和3年8月31日生

お問い合わせ●

上板町保健相談センター ☎088-694-3344

令和7年2・3月分

〈2/1~3/10まで〉











■ 担当時間 ■

平日18:00~22:00 休日 9:00~22:00

市外局番は (088)です。

2 月	1 (土)	杉みね整形・	クリニッ	2	693-1021
В	2 (日)	田根	内	科	698-0123
	3 (月)	芳 川	病	院	699-5355
	4 (火)	井 上	医	院	699-8070
	5 (水)	たかた整形外科・セ	せぼねクリニ	ック	698-8689
	6 (木)	谷口耳鼻咽喉	料クリニッ	ク	699-2787
	7 金	かまだ	〕眼	科	678-8585
	8 (土)	増田クリ	ニッ	2	693-3020
	9 (日)	いのもと	眼科内	科	698-8887
	10 (月)	小 松 泌	尿 器	科	692-1277
	11 (火)	浦 田	病	院	699-2921
	12 (水)	春 藤 内 科	胃腸	科	699-3777
	13休	有住内科ク	リニッ	2	698-8655
	14 金	吉 野 川	病	院	698-6111
	15 (土)	藍住川島ク	リニッ	2	692-0110
	16 (日)	芳 川	病	院	699-5355
	17 (月)	新 居	内	科	698-8808
	18 (火)	田根	内	科	698-0123
	19 (水)	いのもと	眼科内	科	698-8887

2	20休	北島こどもクリニック	697-2221
Э	21 金	つかさクリニック	697-2323
	22 (土)	こうのINRクリニック	693-1103
	23 (日)	井 上 医 院	699-8070
	24 (月)	春藤内科胃腸科	699-3777
	25 (火)	中村耳鼻咽喉科クリニック	697-3213
	26 (水)	健生きたじまクリニック	698-9629
	27休	こまつばら整形外科	698-5108
	28 金	ルナウイメンズクリニック	697-2322
3 月	1 (土)	藍住たまき青空クリニック	678-7727
Ħ	2 (日)	北島こどもクリニック	697-2221
	3 (月)	くぼ小児科クリニック	678-7141
	4 (火)	きたじま皮フ科	678-7010
	5 (水)	香 川 内 科	692-9770
	6 (木)	森 本 医 院	641-4141
	7 金	中 川 整 形 外 科	641-2288
	8 (土)	安 芸 内 科	692-6111
	9 (🖯	谷口耳鼻咽喉科クリニック	699-2787
	10 (月)	稲 次 病 院	692-5757

担当時間以外の深夜の救急

き た じ ま 田 岡 病 院 698-1234 全日対応ですが、要確認 稲 次 病 院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認 とくしま医療センター東病院 672-1171 対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。



とくしまの小児救急医療体制 ^{各医療機関} 所在地

※受診される場合は、事前に確認し健康保険証・医療費助成の 受給者証をお持ちのうえご利用ください。



本ページの医療体制は変更されることがあります。 最新の情報は左記QRコードからご確認ください。 https://anshin.pref.tokushima.jp/med/docs/ 2012081600367/

65歳以上の介護保険要介護認定者の方へ 障害者控除対象者認定書」の交付について

者を扶養している方です。 要介護認定者本人または、要介護認定 害者控除対象者認定書」を交付します。 甲告の際に障害者控除を受けられる「障 方やその扶養者に、確定申告・住民税の 障害者控除の適用を受けられるのは 65歳以上で要介護認定を受けている 3 は健康推進課にあります。

認定及び交付対象者

②要介護認定審査時の「主治医意見 ⑴令和6年12月31日現在、 いる方 で上板町の要介護認定をうけて (要支援1、2の方は該当しません。) 65歳以上

17 知症・障害高齢者の日常生活自 象にならない場合があります。) 、要介護1以上であっても交付対 度 または 欄に一定以上の記載があ 「認定調査票」の「認

上板町

健康推進課

2088(694)6810

2 認定書申請手続き

提出して下さい。 象者認定申請書」 (申請書は上板町ホー 本人または親族が を健康推進課まで ンペ 「障害者控除対 ージまた

申請手続に必要な物

(2)親族が申請する場合は親族の本人 ①対象者の介護保険被保険者証 確認書類

申請の必要がない場合 ずでに同程度の障害区分に該当す

お問い合わせ ②本人及び扶養者が所得税・住民税 のいずれも非課税の場合 る障害者手帳等をお持ちの場合 (手帳で障害者控除を受けられます。)

婚姻時年齢30歳以上

の場合最大30万円



結婚新生 最大 60万円

令和6年度中(R6.4.1~R7.3.31)に結婚した世帯に対し、 居住費などを補助

●対象となる 費用

徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250番地4

上板町学校給食センター

お問い合わせ

3088(694)2279

ては、上板町のホームページよりダウ いたします。募集の様式等につきまし する学校給食用物資の納入業者を募集

上板町では学校給食センターで使用

ロードしてください。





支給日以降に、

通帳の記帳によりご確

板

町学校給食

|用物資

納

父 業 者

年2月12日です。

※振込通知書の送付はありません。

和7年1月分)の支給日は、

令和フ

児童手当2月期

(令和6年12月、令

認ください

お問い合わせ

上板町

民生児童課

3088(694)6811

(2月期)

の支給に



家賃·敷金·礼金·共益費 (駐車場代は対象外)



引越し費 (業者が行うもの) ※対象となる費用は 令和6年度中に発 生したものになり ます



申請できる方

- 婚姻時夫婦ともに39歳以下
- 世帯所得500万円未満 (世帯合算)
- 5年以上継続して上板町に居住する 意思がある

申請時に必要なもの

- 婚姻がわかるもの(受理証明、戸籍全部事項証明等)
- 住民票 (写し)
- 所得がわかるもの (所得課税証明等)
- 契約書、 領収書 (写し)

※令和5年度に交付を受けた方で、 上限額に達しなかった場合は、令 和6年度に補助上限額から既に交 付を受けた金額を差引いた金額を 請求できます

※申請される場合は、必ず事前に ご相談ください

☎088-694-6824 ● お問い合わせ ● 企画防災課 上板町

街 採 用 案 官

募集種目	資 格	受付期間	試 験 日	その他
一般幹部 候補生	< 大卒程度試験> 22 ~ 26歳未満の者 (20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)、 修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の者 <院卒者試験> 20歳以上28歳未満の者で修士課程修了者等		1 次試験 令和7年4月12日(土) 飛行要員は13日(日)の2日間 ※2次試験については、5月中旬予定	試験会場 海上自衛隊 徳島航空基地内(松茂町)
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は採用予定月の末日現在33歳に 達していない者)	令和7年3月1日~ 同年5月7日まで		試験会場 海上自衛隊 徳島航空基地内(松茂町)



自衛隊鳴門地域事務所(☎088-685-5306) お問い合わせ先

住所:鳴門市撫養町立岩字七枚57

※鳴門地域事務所では随時説明会を実施していますのでご予約戴ければ24時間対応いたします。



板 町

6年10月 ~ 12 月

2823 日 24 第日

第3回臨時会

10月

- 18 ⊟ 2 = 第十堰対策促進期成同盟会 中央広域環境施設組合議会定例 なくせじん肺キャラバン来庁
- 31 = 第62回四国地区町村議会議長会

11月

2 → 3 □

福井県高浜町議会総務産業常任 第4回板野郡町議会議長会定例会 第27回板野郡議長会議員研修会 委員会行政視察来町 (ゆかりのまち)

7 ⊟

- 第80町村議会議長全国大会
- 議会改革特別委員会協議会 徳島県議長研修会
- 20 14 13 11 □ □ □ □

第6回石垣島まつり2024

- の受け渡し
- 全国議長大会

福井県高浜町議会行政視察来町

板野郡議長会議員研修会



__ 提言書の受け渡し

議 会

上板町防災フェスタ 防災対策特別委員会協議会 上板町文化祭

12月

30 ⊟

- 5 = 議会運営委員会 議会議員全員協議会 (第4回定例会提出議案説明) (第4回定例会開催日程等協議
- 人権フェスティバル
- 10 8 ⊟ ⊟ 第4回定例会開会(~12日) (町長挨拶及び提出議案提案理 一般質問)
- 第4回定例会(一般質問 議会議員全員協議会
- 審議、閉会) 第4回定例会(一般質問、 追加議案説明 議案

12 日

2517 日日 さくら保育所保護者懇談会及び 板野西部消防組合議会定例会 アンケート結果に基づく提言書

非常にありがたいと思う。 組みが行われており教育委員会として 利用するのは有料である。通ってい 場所であり、本来、教育の場ではない 学童保育は放課後の子どもの居

弁 教育委員会事務局長



本淨敏之 議員

日習場所について 夏休み等における児童・生徒の家庭外

①現在、夏休み等における児童・生徒 把握しているか の家庭外自習場所の実態をどの程度

答 弁 教育委員会事務局長

②現在の実態をどのように考えている る。中学校は、3年生が学校図書室で 室を宿題や自習の場として利用してい 10日間学習教室をしている。 東光は馬道会館、松島は学校の質問教 化センター・学校主催のあたごクラブ、 各校区の学童保育の他に、神宅は文

答 弁 教育委員会事務局長

それぞれの地区や地域で様々な取り

ない子どもの自習はどうするのか

ポートするようお願いしたい。 ③町内にある4老人集会所を自習場所 学校に働きかけてこのような形でサ という形で自習の場を設けている。各 神宅小学校では、「あたごクラブ」

として開放してはどうか

答 弁 教育長

するよう指示をする。 で児童・生徒の安全管理や鍵の施錠等 ている。南老人集会所以外の3集会所 て新しい学びの選択肢が広がると捉え 力が必要である。各学校で協議・検討 について地域の方や保護者の方々の協 老人集会所の活用は、子どもにとっ

再問 各老人集会所管理の主管課の答 弁をお願いしたい

弁健康推進課長

をしたい。 に開放し、利用状況等により今後対応 管理人のいる南老人集会所で試験的

再再問 子ども達の進路保障、学力の 修正をしていくようにしてほしい 保障を考え同時に開始し走りながら

人暮らしの高齢者のケアについて

①町内の1人暮らしの高齢者数は

答 弁 健康推進課長

553名。 の65歳以上の1人暮らしの高齢者は 2020年の国勢調査では上板町内

再問 毎年調査をして的確に把握する 必要があると思うが

答 弁 健康推進課長

ないかと考える。調査については検討 年間で約100人増加しているのでは 帯は1033である。2015年の65 蔵以上の単身世帯は454であり、5 住民票による現時点の1 人暮らし世

②現在行っているケア体制と内容は 弁 健康推進課長

緊急通報装置を単身高齢者宅に27台

再問 今、やられている対応を充分で を締結する等不安解消を図っている。 を締結する等不安解消を図っている。 は高齢者等見守り活動に関する協定書 世帯、徳島新聞専売所及び徳島生協と 設置、配食サービス時の見守り世帯31

答 弁 健康推進課長

が精一杯努力している。 が精一杯努力している。 はないかと考える。徳島新聞、徳島生はないかと考える。徳島新聞、徳島生当に必要な人には行き渡っているので本当に必要な人には行き渡っているので本民生委員が個別に対応しているので本民生委員が個別に対応して配食サービス1人世帯の数に比して配食サービス

が必要ではないか顔を見に行くなどの綿密な取り組みい月に1回くらいは電話をかけたり、問 民生委員の方々に協力してもら

2 弁 健康推進課長

に声をかけていただくよう依頼したい。支部内の班長の方に広報紙の配布時

質 問 3

休耕地等の除草について

①現在の休耕地等の数と面積は

答 弁 産業課長

再問 その面積は、町全体の耕作地のは、421筆、約28㎞である。前年度実績では荒廃地調査の結果で

答 弁 産業課長

あるので2.8%となる。約994㎞であり、荒廃地は約8㎞で農地台帳システムの上の農地面積は

えるが、実際の数字の上で増加して再問 休耕地等は増加傾向にあると考

いるか

答 弁 産業課長

態である。 均すると年間約1.hで、ほぼ横ばい状均すると年間を合計すると約5.hrで平

②地主への除草要請の手順は

答弁)産業課長

電話や直接訪問もしている。地の除草対応を文書で通知する。また認の上所有者又は管理者を確認し、農隊草の要望があった場合は、現地確

するのか してくれない場合はどのように対応 女書とか電話で要請しても除草

答 弁 産業課長

厚閉 協力シない、余草シない所言段と厳しく指導する。 再度、連絡を取り指導をするが、一

へいるか おれるか おれるか おいる場合に法的処置は再再問 協力しない、除草しない所有

答 弁 産業課長

解消に向けて努力する。になると思うので直接会って話をし、訴訟しても諸般の事情等により平行線の住民に迷惑である等々を説明する。そのような場合は、所有者等は近隣

質問 4

機具の整備についてシルバー人材センターとの連携と除草

の上、貸与すれば除草の効率化が図るので上板町が大型の除草機を購入社会福祉協議会の予算は限られてい社会福祉協議会の予算は限られていいをである。上板町は一大材センターでは草の刈り払い機でンターに依頼する事が多いと思う。

れるのではないか

答 弁 産業課長

いと考えている。

「所有者等の除草が困難な場合はシル所有者等の除草が困難な場合はシルのと考えている。

「は、いない。産業課、農業委員会としては、いない。産業課、農業委員会としては、いない。産業課、農業委員会としては、いない。産業課、農業委員会としては、いない。産業課、農業委員会としては、いない。産業課、農業委員会といる。

答 弁 健康推進課長

対応してほしい。るので、機具整備等はその費用の中で400万円の運営委託料を支払っていりルバー人材センターには、年間

長にも答弁を願いたい 社会福祉協議会会長でもある町

答 弁 町長

い。

林センターとも協議・検討していきた

除草作業をしている人及びシルバー人態にある。除草機具の整備については、
のっても登録してくれるのは少ない状
のっても対応している人は9人しかい

除草に対応している人は9人しかい



上原勝利 議員

新ごみ施設について質問1

①新ごみ処理施設の進捗状況は

林開発行為に伴い、設置が義務づけ答り弁り環境保全課長

どうしてなのか、町としての見解をで阿波市東長峰の処理場が用地買収から賃貸借契約に方針転換しているが、ら賃貸借契約の細部について調整交渉中。で成している。一方で地権者との賃貸完成している防災調整池設置工事がほぼ

答弁」環境保全課長

・しを教えていただきたい 働開始を目指すとありますが、見通

答 弁 環境保全課長

を可能にしたい。 工事入札を行い、2028年4月稼働 地権者と早急に賃貸借契約を締結し、

④処理施設の建設費用は73億6千万円 ④処理施設の建設費用は73億6千万円 の予定とあるが、今の状況を鑑みる と増えることは間違いないと思われる。上板町の財政状況からするとこになってくる。1市2町の協力をと になってくる。1市2町の協力をと 間長は言っているが、このままの状態が続くことは町にとって大変な事態になる恐れがあると思われる。町長になる恐れがあると思われる。町長のお考えを教えていただきたい

答弁町長

組んでいきたい。 板野町と連携を図りながら全力で取りしているが、今後も上板町・阿波市・町民の皆様には大変ご心配をおかけ

きたい。改造工事2億4千8百万円、搬について積算根拠を教えていただ明いただいた、山口県へのごみの運会での説明の中で組合の方からご説の9月5日の上板町議会議員全員協議

いて ア・東両確保1億4千3百万円につ 日、車両確保1億4千3百万円につ8百万円、ごみ処理13億8千4百万8百万円、ごみ運搬17億

答 并 副田長

個々の内容については説明できない。務ごとの内訳を含めて説明している。グループから提案された見積金額を業おり、優先交渉権者に決定した事業者を公募型プロポーザル方式に決定して9月5日の全員協議会で事業者選定

質問に

七条地区農業集落排水事業について

では、町は機能強化工事を行ってい現在、町は機能強化工事を行っており、 のはどいう事はできない事業。そこで並行いの事はできない事業。そこで並行いの事はできない事業。そこでがいる。 しかしながらすぐに廃止と でいる。しかしながらすぐに廃止と が、多額の費用がかかっており、 現在、町は機能強化工事を行ってい

答 弁 環境保全課長

い。 機能強化工事の目的として本地区の機能強化工事の目的として本地のの理施設は設置から20年以上が経過し処理施設は設置から20年以上が経過し機能強化工事の目的として本地区の機能強化工事の目的として本地区の

し尿を、七条地区農業集落排水で一阿北し尿処理場へ運搬処理している一方では先の議会で申し上げたが、の状況でできるだけ寿命を延ばす、のけ況でできるだけ寿命を延ばす、の管路の寿命も近づいてきており、南②管路の寿命も近づいてきており、南

であるやらねばならない上板町の重大事案やらねばならない上板町の重大事案難しいことは重々承知しているが、括処理できるよう改善してはどうか。

答 弁 環境保全課長

異なり、一括処理はできない。るし尿は、七条地区のし尿とは性質がの北環境整備組合へ運搬処理してい

質 問 3

図書館について

の上板町利用者の人数は町は利用させてもらっている。年間①板野町図書館は年間5百万円で上板

答 弁 教育委員会事務局長

後。 令和3年度~令和5年度毎年3千人

質問 4

上板町のタクシー利用について

答 弁 健康推進課長

現状。有効な対策はないのか障がいのある方が利用しづらいのが多くの人が使用できていない。また、②町からタクシー券を配布しているが

一种 健康推進課長

きたい。 介護タクシー事業者と協議をしてい



安田孝子 議員

覚問 1

わい」のある町としてどう推進するのか少子化・高齢化が進む中「笑顔」「にぎ

①本町は、人口減少問題への対応を最のようになっているのが、「小さくてもキラ重要課題として、「小さくてもキラ重要課題として、「小さくてもキラーを出る。このことから行政にたずさわっている職員のようになっているのか

答 弁 総務課長

平成30年に開始した1年1立案の事平成30年に開始した1年1立案の事

答 弁 総務課長

職員は、地方行政の最前線にあって ・ は、地方行政の最前線にあって ・ は、地方行政の最前線にあって

答 弁 総務課長

ている。件数は令和4年度7件、5年ら「ご意見箱」を町内6か所に設置し懇談会の代替手段として令和4年度かコロナ禍により中止していた、住民

直していきたい。等をはじめとして周知方法、期間を見ている。今後は、設置場所、募集期間みいた令和5年3月号に回答を掲載しかされた。ご意見については、広報か度9件だった。内容は、業務改善に活

質問 2

| 地産・地消、楽しいカフェの推進

①上板町内には、住民が楽しく集い交

答 弁 産業課長

課と連携して検討したい。
方、空き家等の活用については、関係に必要な材料の確保を支援したい。一ので生産した規格外野菜を有効利用すりで生産した規格外野菜を有効利用する。

答弁企画防災課長

要綱上制度の利用は難しい。
あ。「カフェ」として店舗のみの利用は、地域活性化を図ることを目的としていいま施している「上板町空き家バンク」が実施している「上板町空き家バンク」

再問 国の総務省「地域おこし協力隊」 再問 国の総務省「地域おこし協力隊」

答 弁 産業課長

え実現可能か協議したい。 ブルー上板と地域おこし協力隊をまじ指定管理者の一般社団法人ジャパン



岩野角雄 議員

質 問 1

道路(赤線) の維持管理について

①道路(赤線) でも町道に認定してい ない道路の維持管理は、 誰がするの

答 弁 建設課長

②町民の修繕・除草、清掃の要望に対 である町が行う。 改修、修繕等の維持管理は道路管理者 らと放置している場合がある。町で 赤線の管理、道路・側溝・排水路の し、町道に認定していない道路だか

改修等適正に管理できないのか

い管理していくのが一番良い。 常に難しい。道路は、地域が協力し合 赤線を町が除草など管理するのは非

③町内で最も老朽化し荒れているのは きているのか 度がある。道路の維持管理を町でで 町道である。町民が管理するのも限

答 弁 建設課長

砂の撤去作業を行う。 ら、建設課から職員、重機等を出し土 場を確保し作業員を出していただけた 溝の堆積土砂の撤去は、地元で土捨て 愛護作業を行っていただいている。側 職員で対応している。町民には道路

④道路に越境し(はみ出し)ている竹 木等の伐採を町が行ってはどうか。

民法も改正されている

答 弁 建設課長

採を検討する。 内に切除しなかった場合には町での伐 た。竹木の所有者に催告し、相当期間 有者が自ら枝を切ることが可能となっ 民法が改正され越境された土地の所

⑤町道287号線拡幅工事が費用対効 中までとなっている。歩行者や高齢 果を理由に交差点付近を拡幅せず途 ドライバー、周辺住民の安全性を考 慮し拡幅すべきである

弁建設課長

近の再改良は、町長と協議し検討する。 町道287号線と1号線の交差点付

質問2

こみ収集について

①高齢者世帯、移動手段がない移動困 収集しているのか 難者等の世帯のごみは、どのように

答 弁 環境保全課長

②ふれあい回収や思いやり収集の対象 が町登録業者に委託する方法もある。 み・圧縮ごみ・破砕ごみ・資源物は思 いやり収集を行っている。また有料だ 条件を緩和できないか 大型ごみはふれあい回収で、可燃ご

答 弁 環境保全課長

検討する。 対象要件の見直しは、状況に応じて

③高齢者対策としてごみを戸別なり街 を歩いて持って行けるぐらいの距離 角で収集するか、ごみステーション に増設できないか

弁 環境保全課長

戸別収集は経費が大幅に増加するた

内容を精査し増設を検討したい。 帯数が多い等特別な理由がある場合に を今後も進める。危険な場合や利用世 的である。1支部1ごみステーション め難しい。現在の一部戸別収集が現実

農業支援について 質問3

①営農離れが進むにつれ町外の方が小 にも繋がる。対策はないのか 作するケースが見られ、税収の減少

答 弁 産業課長

の生産力向上や経営規模拡大を図り 可能な限り町内の生産者が農地を利用 できるよう推進する。 スマート農業等を推進し、町内生産者



崇 議員

新ごみ処理場の件について 質問 1

①新ごみ処理場建設計画の(土地賃借 約締結は、誰の承認で締結するのか 施設設計)進捗状況。土地賃貸借契

答 弁 副町長

再問 事業運営は公設公営に決定して 関係市町の議会にも報告する。 であり、組合が締結する。その節には 契約当時者は中央広域環境施設組合 おり、土地の賃貸交渉と並行して何

答 弁 環境保全課長

故施設設計を発注しないのか

公設公営による設計施工となるので、

②施設完成前でも固形燃料受入先と交 入札により業者が決定してからになる。 渉することを提案したが、組合の動

答 弁 環境保全課長

ついている。 交渉は継続している。一定の目途は

③組合では固形燃料RPFとRDFに 違いを認識しているか

答 弁 環境保全課長

置付け。 る。組合で作る固形燃料はRDFの位 般家庭から排出される固形燃料であ RPFは産業廃棄物由来、RDFは

④固形燃料の成分については厳しい条 売できると考えているのか。現在R 件があるが、組合では間違いなく販 素濃度の関係から全国で1社もない DFの固形燃料を使うボイラーは塩

答弁副町長

2028年度に焼却炉設置を計画して る焼却炉がないことは認識している。 いる企業があり受入出来ると認識して 現時点ではRDF固形燃料を使用す

⑤1市2町は農家が多く、RDFの成 現状では受入先は全くない。 分はつくってみないと分からない。 予定しているがその企業だけに依存 2028年度に1社ボイラー設置を するのはリスクが多すぎる。処理方 法自体の変更をしては

答弁 副町長

している。 1市2町も受入先へ訪問して接触は

答弁町長

阿波市長と一緒に困難を乗り越えよ

うと一生懸命に課題に取り組んでいる。

農業集落排水事業について

①令和3年策定の経営戦略では令和5 年使用料の引上げを予定していたが

答 弁 環境保全課長

料の改定を考えている。 したため、工事が完了したのち、使用 機能強化工事の総事業費が大幅に増加 令和5年度引上げを予定していたが、

②条例では、年2回業務の公表が定め られているが

答弁)環境保全課長

おりホームページで公表する。 今年度から公営企業会計に移行して

防災・減災対策について

①国交省では吉野川、宮川内谷川堤防 訓練が必要では 決壊時の浸水深を想定しており、 ムボートを使用しての消防団の防災

答 弁 企画防災課長

令和3年度には町内2分団で訓練し

②高志川・古毛川流域地域の内水氾濫 た。今後、消防団と協議する。 のハザードマップ作成を専門業者に 委託することを予算化する考えは

答 弁 企画防災課長

公表する予定のためそのデーターを活 浸水想定、水害リスクマップを作成・ クマップを基に、内水氾濫等考慮した 交省が行っている流域治水プロジェク 多額の委託料が必要となる。現在、国 トの中で、令和7年度に外水氾濫リス 内水氾濫のハザードマップ作成には 学校給食費の無償化について



柏木美治代 議員

質 問 1 **鳥獣被害対策について**

①鳥獣被害の実態は、野生鳥獣による 深刻な状況である。離農により耕作 農作物の被害が大きくなっていて 放棄地が増えているのも問題

答 弁 産業課長

野菜への食害などがある。一部の地域 ではカラスによって、人参のビニール シによる被害は、収穫前の果樹や路地 ②上板町鳥獣被害防止計画があるがど ハウスが破られたりしている。 のように進めているのか 年々増加傾向にある。サルやイノシ

弁産業課長

③猟友会の人数と報償金の支給は 有害鳥獣を猟友会に捕獲依頼している。 鳥獣被害防止計画を基に被害のある

弁産業課長

頭当たり2万円、カラスは1羽当たり 会員数は現在18名。報償金はサル1

①上板町でも無償化の実施を

②全国知事会が無償化を国の責任で実 動向を注視しながら対応していきたい。 の支援がないと無償化は難しい。国の 答 弁 教育委員会事務局長 財政の厳しい本町にとって、国や県

村会として国や県に要望してほしい 施するよう提言している。徳島県町

学校給食の無償化の検討と必要な財政 措置を国に働きかけることを要望して 徳島県町村会として県知事に対して

③国は新たな経済対策を決めた。「重 の支援などに使えると明記、ぜひそ ニューのうち、小・中学校の給食費 の活用を 点支援交付金」の 「生活者支援」メ

答弁町長

の給食費を無償化する方向で協議する。 を最優先に位置づけ、保育所と幼稚園 交付金の使い道として、給食費支援

不登校問題について

①文部科学省は昨年の不登校児童・生 過去最多になった。町内小・中学校 の不登校の現状は 徒が全国で3万人を超えたと発表し、

答 弁 教育委員会事務局長

計 12 名 現在、 小学校3名・中学校9名、 合

②不登校の要因は

答 弁 教育委員会事務局長

をしてもらっている。 各学校において改善に向けて鋭意努力 の悩み、家庭や親子関係の悪化による ストレス、学業不振、など様々ある。 主な要因として、学校での人間関係

答弁)教育委員会事務局長 組みは

③学校での不登校対策の具体的な取り

休業日の登校による学習支援などをし 学校の取り組みは放課後学習や長期

> なっている。 実施していて、保護者との連携を密に ている。保護者との面談や家庭訪問を し、学校と家庭で協力して支援をおこ

④スクールカウンセラーの配置状況は

答 弁 教育委員会事務局長

学校を毎週水曜日に担当している。 配置は1名で、町内の小学校及び中

高齢者交通事故防止について

①高齢者安全運転支援装置への補助を 助で上限2万円ぐらい 実施市町村では費用の2分の1の補 違い急発進抑制装置の取り付けを。 して欲しい。後付けのペダル踏み間

答 弁 健康推進課長

うな支援が最適か検討していきたい。 今後において調査・研究し、どのよ

高齢者補聴器補助について

①認知症予防になり健康寿命が伸びて 助の実施をして欲しい 医療費の抑制にもつながるため、

弁町長

開始を検討する。 補聴器購入費用の補助事業は来年度



集いたしました。 第9回目の「議会だより」を編

き」を掲載いたしました。 びに10月から12月の「議会のうご 今回は12月定例会の一般質問並

上板町議会広報編集特別委員会

《各種相談》

一日行政相談

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの 相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行い ます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご 相談ください。

- **■開設日** 2月19日(水)
- **■開設時間** 午後1時30分~午後3時30分
- ■開設場所 上板町老人福祉センター
- ■お問い合わせ

上板町 総務課 ☎088-694-6801

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱をうけた人権擁護委員が、 特設相談所を設け、皆様の人権についての相談を受けたり、 法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。令 和7年3月は次のとおり予定しています。

- ■開催時間 上板町中央公民館(役場2階)第1会議室
- ■開催日時 令和7年2月20日(木)

午後1時30分~午後4時

また、徳島県立人権教育啓発推進センター及び徳島地方 法務局常設相談所で、人権に関する様々な相談を受け付け ております。

■人権教育啓発推進センター

徳島県男女参画・人権課分室 ☎088-664-3701 徳島市東沖洲2-14 沖洲マリンターミナルビル内 あいぽーと徳島

■徳島地方法務局常設相談所

徳島地方法務局人権擁護課

徳島市徳島町城内6番地6 徳島合同庁舎6階 相談時間 平日 午前8時30分から午後5時15分

■電話による相談

● みんなの人権 1 1 0 番

全国共通ダイヤル 0570-003-110 ※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

●子どもの人権110番

全国共通フリーダイヤル 0120-007-110

●女性の人権ホットライン

全国共通ダイヤル 0570-070-810 ※発信地域に応じて、最寄りの相談所につながります。

■お問い合わせ

上板町 住民人権課 ☎088-694-6809

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

特殊詐欺が急増しています。

徳島県では去年から特殊詐欺被害が急増しています。 ☆医療費や保険料などの還付金詐欺

☆申し込んでいない宝くじや懸賞に当選した。や、物価高 騰に伴う支援金など。受け取りに関する詐欺メール

☆マイナンバーカードについて個人情報を聞き出す詐欺や 手続きに関する詐欺

☆マッチングアプリや出会い系サイトなどで知り合い恋愛

感情につけ込むロマンス詐欺など

一言で詐欺と言ってもたくさんの種類があります。

特殊詐欺の被害が増えている現状を理解いただき手口の 特徴をしっかり把握して、自分だけでなく周りの人達も被 害に遭わないよう情報提供や注意喚起などにご協力くださ い。

特殊詐欺がはびこる背景には、核家族化と人間関係の希 薄化があるとされています。常に誰かの連絡を待つのでは なく自分から積極的に他者と「つながる」こと。それが一 番の予防策かもしれません。

消費者問題で不安なことや困りごとなどがありましたら 下記までご連絡お願いします。

■上板町消費生活相談窓口

☎088-694-6816 相談無料受付 平日9時~16時30分(土・日・祝・年末年始を除く)上板町役場東隣 改善センター事務所内

《お知らせ》》

町税及び保険料の納付期限についてお知らせします。

納期は次のとおりになっています。納付期限内の納付に ご協力をお願いいたします。

	固定資産税	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
2月	2月28日 (4期)	2月28日 (8期)	2月28日 (6期)	2月28日 (7期)
	上板町 税務課 ☎088-694-6807		上板町 健康推進課 ☎088-694-6810	

□座振替の方は、2月28日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動 的に解約とはなりませんのでご注意ください。

生理用品の提供

上板町では「女性つながりサポート事業」の一環として、 生理用品の提供を実施しています。

本事業は「つながり支援ピアサポートとくしま」として、 徳島県が委託している「特定非営利活動法人 GWEI」と 連携し実施するものです。

■提供窓口

住民人権課

■提供の条件

- ・女性1人につき1パック(なくなり次第終了となります)
- ・男性の方にはお渡しできません

■提供方法

ピアサポーターが配布しているカード等をご提示いただくか、提供窓口に設置しているリーフレットを指さして合図をしていただくだけでもかまいません。

可能な限り女性職員からお渡しします(書類申請等は 不要です。名前、住所等の個人の特定は行いません)。

■お問い合わせ

上板町 住民人権課 ☎088-694-6809

水道課からのお知らせ

※宅内漏水に

る可能性があります。

宅内漏水の見つけ方 次のようにしていただきま 水漏れがわかります。 注意ください!

②メーターボックスのフタを ①家中の蛇口を全て閉めま 銀色か赤色の星のような形 開けてメーターを見ます。 しょう。

確認しましょう。 (パイロット) を、

③パイロットが回っていたら、 のもの 宅内のどこかで漏水してい

パイロット

ださい。 店等に依頼して、 個人負担でお近くの水道工事 漏水が見つかっ 修理してく たときは

お問い合わせ

☎088-694-6817

ビニールテープ

上板町 水道課

ださい。

水道管が急激

これからは、寒さが一層厳

そうとすると、

凍結防止について

保温材でする方法 保温材(保温カバー)

さらにダンボールケ

ースなどをつくり、 スッポリとかぶせる と効果があります。 でする方法

ひも

ダメ!!

3現金の場合

ります。 がり管は、 しくなり、

> 凍結する恐れがあ 給水栓及び立ち上

> れがありますので、夜間の内 な温度変化により破損する恐

凍結管に熱湯をかけて溶か

故を予防しましょう。

に防寒布等で保護し、

水道事

20レジットカードの場合 上、年金事務所へご提出くだ 申出書に必要事項を記入の 申込期限:毎年2月末まで

※申出書の様式は、 書・申請書一覧」 機構HP「国民年金関係届 申込期限:毎年2月末まで ロードできます。 からダウ 日本年金

お問い合わせ●

申出書は3月末までに年金事

さい。申出書をお送りします。

年金事務所にお申し出くだ

務所にご提出ください。

タオルでおおって ビニール袋をかぶせる

徳島北年金事務所 住民人権課 上板町

☎088-655-0200

融機関

(郵便局含む)

が変わります。 支払い方法によって割引額

出書に必要事項を記入の

11口座振替の場合

または年金事務所へご提出く 預貯金口座をお持ちの金 の窓口 **☎**088-694-6809

ます 程度の割引 利用すると o 制

救 適 用

救急車で搬送される人の約5割が軽症です。

救急車が便利だと言って気軽に利用すると、 本当に必要と 人が利用できないことが発生します。いざという時に困らないよ うにするためにも救急車の適正な利用をお願いします。

種別	火災	救急
令和6年12月 出動件数(件)	0 (3)	141 (1325)
前年同月 出動件数(件)	0 (6)	129 (1409)



※上段=月計、()=累計

● お問い合わせ ●

板野西部消防署 **☎**088-672-0198 ホームページ: https://www.itanoseibu-119.org





2月のこども食堂開催のお知らせ

2月9日(日)10時~14時に上板なかよしこども食堂を開催します。

今回の開催場所は、南老人集会所です。(住所:板野郡上板町高瀬250-1)

こども食堂は、地域のこどもから高齢者まで、だれもが仲良く楽しく集い、安心

して暮らせる町づくりを目的として活動しています。

食事の他に色々な遊びやゲームも用意しています。

こどもから大人までどなたでも参加できます。どうぞお越しください。 参加をご希望の方は、下記の技の館まで電話で事前申込をお願い致します。



こども 無料 大人 300円

●こども食堂申込電話● ☎088-637-6555

プリザーブドフラワーで コサージュを作りませんか?

上品に華やかさを添えるワンポイントアイテムであるコ

サージュは、卒業式、入学式のマストアイテム。 プリザーブドフラワーで、1点物のハンドメイドの コサージュを作ってみませんか。ギフトにも最適です。

- ■日 時 2月26日(水) 午後1時30分~
- ■申し込み締め切り 2月21日(金) 午後5時まで
- ■材料代 2.500円
- ■場所・お問い合わせ

馬道会館 ☎088-694-4868 上板町西分字原渕18番地2

Happy Birthday! お誕生おめでとう

(令和6年12月)

濱田勝斗果奈 賢 辰 けんしん 男の子 (上板町)

新田智久 磨友

楓 華ふうか 女の子 柊 真 とうま 男の子 (高瀬)

●お問い合わせ●

上板町 住民人権課 **☎**088-694-6809

いきいき健康づくり教室実施について

期 間 令和7年3月1日~令和7年6月28日(土曜日/10:00~11:00) 全16回

所 上板町ファミリースポーツ公園内(遊歩道・芝生広場・温水プール・スタジオ) 場

主 催 アサンスポーツクラブスタッフ

対象者 上板町内に在住で40歳以上の方(医師に運動を止められていない方)

実施内容 健康寿命延命を目的とした、自分ができる範囲で無理をせず運動を行います。

インボディー測定・栄養管理指導・公園ウォーキング・水中ウォーキング・ストレッチなど

準備物 3月1日に教室予定表・準備物記載表をお配りいたします。

受付開始 令和7年2月1日~受付開始 20名様(応募者多数の場合は抽選で決定)

申込先 上板町ファミリースポーツ公園内 (アサンスポーツクラブ ☎088-694-6557) ※電話予約可(開講1週間前迄に上板町内在住が証明できるものをご提示下さい。)

お問い合わせ ● 上板町教育委員会 ☎088-694-6814

フードドライブのお礼と報告



もったいないを ありがとうに♥



上板町では令和7年1月14日から24日にかけてフードドライブ活動を行いました。 今回で13回目の活動になりますが、皆様から御協力をいただきました。

心から厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

寄付をいただいた食品は「NPO法人フードバンクとくしま! を通して福祉施設に提供されます。

今回の活動においては、住民の皆様や町内小中学校の児童生徒、保護者、教職員の皆様が各ご家庭で余った食品を持 ち寄っていただき、「もったいない」の意識を高めることができました。

上板町においては引き続き食品ロス0の削減に向けた効果的な取り組みを行ってまいります。

☎088-694-6806 お問い合わせ● 上板町 産業課



